

要介護認定にかかる制度改正の取扱いについて

① 新規の要介護(要支援)認定申請及び区分変更申請に関しては、厚生労働省が従前よりお示ししているとおり、

A 3月31日までに申請が行われた場合は旧制度に基づく審査判定

B 4月1日以降に申請が行われた場合は新制度に基づく審査判定

を行います。

② また、要介護(要支援)認定の更新申請に関しても、

A 3月31日までに申請が行われた場合は旧制度に基づく審査判定

B 4月1日以降に申請が行われた場合は新制度に基づく審査判定

を行うこととします。

新規及び区分変更

告示(4月1日)

現行制度に基づく審査判定

(3月31日までに申請のあったもの)

新制度に基づく審査判定

(4月1日以降に申請のあったもの)

①-A

①-B

更新

2/28までに有効期間満了

②-A

2月28日までに有効期間が満了する者については、現行制度に基づく審査判定を行います。

3/31有効期間満了

②-A

3月31日に有効期間が満了する者については、現行制度に基づく審査判定を行います。

4/30有効期間満了

②-A

②-B

4月30日に有効期間が満了する者については、3月31日以前に更新の申請が行われた場合には現行制度に基づく審査判定、4月1日以降に申請が行われた場合には新制度に基づく審査判定を行います。

5/31以降に有効期間満了

②-B

5月31日以降に有効期間が満了する者については、新制度での審査判定を行います。

(参考)

3/31以前申請

4/1以降結果通知

※ 3月31日以前に申請が行われた場合には、結果通知が4月1日以降に行われる場合であっても、現行制度に基づく審査判定を行います。